

ロイヤルセラピスト協会認定講師規約

特定非営利活動法人ロイヤルセラピスト協会（以下「当協会」といいます）は、当協会の理念および目的に基づき、当協会の保有する知識・技能を正しく教授・普及するため、当協会所定の認定講師のライセンス制度（以下「認定講師ライセンス制度」といいます）を設けます。認定講師ライセンス制度は、当協会所定のカリキュラム（以下「当協会カリキュラム」といいます）に基づき、当協会の知識・技能を正しく教授し得る個人に対して当協会所定の認定講師ライセンスを付与するものであり、当該ライセンスを付与された個人を「認定講師」と称し、認定講師が運営するスクールを「RTA指定スクール」と称します。認定講師は、当協会の理念および目的に従い、自己の責任において、当協会カリキュラムに基づき自らの顧客、受講者に対して誠実かつ適正に活動するものとします。

ロイヤルセラピスト協会認定講師規約（以下「本規約」といいます）は、認定講師がその活動を遂行するに際し、常に遵守すべき事項を定めるものであり、当協会および認定講師ライセンス制度の安定的な運営と認定講師の適正な活動の確保を目的とするものです。本規約に同意しない場合、認定講師ライセンスを付与することはできません。認定講師が認定講師ライセンスの付与申請をした時点で、本規約に同意したものとみなされます。

第1条（適用）

- 1 本規約は、当協会が設置・運営する認定講師ライセンス制度および認定講師の活動条件等の遵守すべき事項について定め、すべての認定講師と当協会との間において適用されます。
- 2 当協会から認定講師に提供される本規約以外の規約（ロイヤルセラピスト協会賛助会員規約及びRTA認定講座受講規約を含む）、ガイドライン、約款その他の諸規則（以下、併せて「ガイドライン等」といいます）についても本規約の一部を構成するものとし、認定講師は、前項同様これらを遵守するものとします。

第2条（認定講師ライセンスの種類および内容）

認定講師ライセンスの種類および内容は、次に掲げるとおりです。

①ホワイトライセンス

一般社団法人日本セラピスト検定機構が実施する講師認定検定（以下「講師認定検定」といいます）を修了した者のうち、RTA指定スクールの開設を希望しない者に対して付与される認定講師ライセンスです。

②ゴールドライセンス

講師認定検定を修了した者のうち、RTA指定スクールの開設を希望する者に対して付与される認定講師ライセンスです。

③正規ライセンス

ホワイトライセンス及びゴールドライセンスを併せて正規ライセンスといいます。

④仮ライセンス

当協会所定の方法により認定講師ライセンスの付与申請を行った者、正規ライセンスの更新手続中にその有効期限を満了した者に対して付与される認定講師ライセンスであり、正規ライセンスが付与されたときに失効します。

第3条（名称の使用等）

- 1 認定講師は、当協会が定める範囲内で「RTA認定講師」の名称を使用することができるものとし、ゴールドライセンスを有する認定講師は、当協会が定める範囲内で「RTA指定スクール」の名称を使用することができるものとします。また、認定講師は、同じく当協会が定める範囲内でライセンス証、ロゴマークその他を使用して認定講師であることを表明・表示することができるものとします。
- 2 認定講師が名称の使用等について疑義がある場合は、当協会に申し出、その是非の判断を当協会に委ねるものとします。その場合、認定講師は当協会が名称等の使用を承認するまで、その名称等を使用しないものとします。
- 3 認定講師が認定講師ライセンスを喪失した場合は、直ちに名称等の使用を取り止め、使用していた宣伝、広告、表示等から削除しなければならないものとします。
- 4 当協会は、必要があると認めるときはいつでも、認定講師に対して宣伝、広告、案内等の資料の提出を求めることがあり、認定講師はその求めに応じるものとします。

第4条（認定講師の義務）

- 1 認定講師は、本規約およびガイドライン等を遵守しなければならないものとします。
- 2 認定講師は、自己の責任において、ガイドライン等に基づき、当協会カリキュラムを誠実かつ適正に履行し、ゴールドライセンスを有する認定講師は、当協会の方針に則りRTA指定スクールを運営しなければならないものとします。
- 3 当協会は、当協会および認定講師ライセンス制度を適正に運営し、また当協会および認定講師ライセンス制度に対する社会的信用を維持するため、必要と認めるときはいつでも、認定講師に対し助言・指示をおこなうことができるものとします。
- 4 認定講師は、前項の助言に対しては真摯に受け止め、指示に対しては迅速かつ誠実に従い、対応しなければならないものとします。
- 5 認定講師は、認定講師としての活動及びRTA指定スクールの運営を行うに際して、第三者の権利を害するおそれのある事由等又は当協会又は認定講師ライセンス制度の運営の継続に支障をきたすおそれのある事由が生じた場合は、遅滞なく当協会に報告しなければならない。
- 6 認定講師は、自己の責任において、第三者（受講者を含み、以下同じ）からのクレームや当該第三者との紛争に関して、自己の責任において、誠実かつ迅速に対応しなければならず、当該クレームや紛争等により当協会に一切迷惑をかけないものとします。

ロイヤルセラピスト協会認定講師規約表面

第5条（資格要件等）

- 1 認定講師ライセンスの付与を申請する者（以下「申請者」といいます）は、講師認定検定の修了時までに、次に掲げる資格要件を備え、認定講師ライセンスが付与された後もこれを維持しなければなりません。
 - ①ロイヤルセラピスト協会賛助会員であること
 - ②当協会の定める認定講師ライセンスの付与申請に必要な講座等をすべて修了した者であること
 - ③RTA賛助会費その他認定講師ライセンスの付与に必要な費用等を正しく納めていること
 - ④当協会の目的・理念に賛同し、認定講師ライセンスを付与されるに相応しい品性と社会的信用があること
 - ⑤過去に認定講師ライセンスの取消しを受けた者でないこと
 - ⑥その他当協会が不適格と判断する事由がない者であること
- 2 認定講師ライセンスを付与された認定講師が、第1項1号の資格要件を欠くに至った場合、認定講師ライセンスを当然に喪失するものとします。

第6条（認定講師ライセンスの付与手続）

- 1 申請者は、本規約を含む当協会の定める規約等に同意したうえで、当協会所定の方法により、自らが受験を希望する講師認定検定の日程を指定して、当協会に対して、認定講師ライセンスの付与申請をします。
- 2 申請者が資質・能力等に関し別途当協会による審査基準を満たしている場合に、当協会より仮ライセンスが付与されます。
- 3 仮ライセンスが付与された後、申請者が講師認定検定を修了し、別途当協会が定める審査基準を満たしている場合、原則として、講師認定検定を修了した日に正規ライセンスが付与されます。

第7条（認定講師ライセンスの有効期間および更新）

- 1 認定講師ライセンスの有効期間は、当該認定講師ライセンスを付与された日から次に掲げる期間とします。
 - ①仮ライセンス 申請時に指定した講師認定検定の日まで
 - ②ホワイトライセンス 1年間
 - ③ゴールドライセンス 3年間
- 2 有効期間満了後は、次年度の更新がされない限り、当然に認定講師ライセンスを喪失するものとし、更新後も期間満了と同様とします。
- 3 認定講師が更新を希望する場合は、有効期間満了1ヶ月前までに当協会所定の方法に従い、当協会に更新を申し出るものとし、認定講師は当協会の承認を得て、更新ができるものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当協会は更新を拒否することができるものとします。
 - ①会費その他更新に必要な更新料等の費用が期日までに納付されていない場合
 - ②認定講師としての適格性その他を理由に当協会が更新するべきでないと判断した場合
- 4 有効期間満了に伴い認定講師ライセンスを喪失した認定講師は、有効期間満了後1年内に、当協会所定の方法に従い、再度、認定講師ライセンスの付与申請をすることにより、新たな認定講師ライセンスの付与を受けることができます。有効期間満了に伴い認定講師ライセンスを喪失した認定講師が、当該期間経過後に、再度、認定講師ライセンスの付与を希望する場合には、あらたに当協会の定める認定講師ライセンスの付与申請に必要な講座等を修了しなければならないものとします。
- 5 当協会は、更新の承認または拒否により認定講師に生じる一切の損害について何らの責任も負わないものとします。

第8条（申請内容の変更）

認定講師は、認定講師ライセンスの付与申請時に当協会に提出した自らの登録情報に変更が生じた場合には、速やかに当協会所定の変更手続きを行うものとします。

第9条（認定講師ライセンスの取下げ）

- 1 認定講師としての活動を休止するなど認定講師ライセンスを自ら取り下げる場合には、認定講師は、当協会所定の認定講師ライセンス取下げ届を当協会に提出するものとします。
- 2 前項の認定講師ライセンス取下手の提出については、やむを得ない事由がある場合を除き、取り下げ予定日の1ヶ月前までに認定講師ライセンス不効日を指定して行うものとします。
- 3 取下げに伴い認定講師ライセンスを喪失した認定講師が、再度、認定講師ライセンスの付与を希望する場合には、あらたに当協会の定める認定講師ライセンスの付与申請に必要な講座等を修了しなければならないものとします。

第10条（認定講師ライセンスの取消し）

当協会は、認定講師が本規約その他当協会の定める規約等に違反し、あるいは違反するおそれがある場合、認定講師が資格要件を喪失した場合、その他認定講師としての適格性を欠いていると判断した場合には、認定講師ライセンスを取り消すことができるものとします。認定講師ライセンスの取消しの効力は、認定講師ライセンスを取り消す旨の通知が認定講師の元に到達したときに生じるものとします。

第11条（認定講師ライセンス喪失後の措置）

- 1 取下げ、取消しその他の理由により、認定講師ライセンスを喪失した認定講師（以下、併せて「ライセンス喪失者」といいます）は、直ちに次の措置を講じなければならないものとします。また、当協会は、ライセンス喪失者に対し、必要な指示をすることができ、当該ライセンス喪失者は、その指示に従うものとします。
 - ①一切の広告、表示等から当協会の認定講師である旨を削除すること
 - ②その他当協会が指示する事項
- 2 ライセンス喪失者は、ライセンス喪失者が受講契約を締結している受講者の中に、一般社団法人日本セラピスト検

定機構が実施するR T A統一認定試験を未だ受験していない者（R T A認定講座の過程を修了していないものを含む）又は受験したものの未だ合格していない者（以下、併せて「未受験者等」といいます）がいる場合、認定講師ライセンス喪失後2週間以内に、当協会に対し、未受験者等のR T A認定講座受講申込書の写しを提出するものとします。なお、R T A認定講座受講申込書作成後に同申込書記載の未受験者等の氏名・住所・電話番号・E-m a i l・L I N E I D（以下「未受験者等情報」）に変更があった場合には、当協会に対し、変更後の未受験者等の情報を報告するものとします。

- 3 ライセンス喪失者が認定講師ライセンスを喪失したことにより、未受験者等が退学を希望する場合、ライセンス喪失者は、R T A認定講座受講規約10条1項2号、同条2項の規定に基づき、未受験者等から交付済みのテキスト、その他、本講座に関するあらゆる資料・情報（以下「本教材等」といいます）の返却を受けた上で、未受験者等に対して受領済みの受講料から既受講分の受講料を控除した額（以下「ライセンス喪失に伴う退学費用」といいます）を支払うものとします。ライセンス喪失者は、未受験者等から本教材等の返却を受けた後直ちに、本教材等のうち、テキストを当協会に送付するものとします。
- 4 ライセンス喪失者が認定講師ライセンスを喪失したことにより、未受験者等が転校を希望する場合、ライセンス喪失者は、R T A認定講座受講規約11条1項2号、同条4項の規定に基づき、未受験者等に対して未受験者等が転校先の認定講師に対して負う引き継ぎにかかる費用（＝受領済みの受講料から既受講分の受講料 [= 1時間あたりの受講料 x 授業時間] を控除した額）および転校先の認定講師における補講料（以下、併せて「ライセンス喪失に伴う転校費用」といいます）を支払うものとします。
- 5 ライセンス喪失者が第3項および第4項の支払いをしない場合であって、未受験者等からR T A認定講座受講規約第10条3項又は第11条5項の求めがあったとき、当協会は、未受験者に対してライセンス喪失に伴う退学費用又はライセンス喪失に伴う転校費用を立て替え払いすることができるものとします。
- 6 前項の規定により当協会が立替払いをする場合の既受講分の受講料の算定については、受講履修カード記載の進捗状況をもとに当協会が未受験者等から事情を聴取した上で決定するものとします。ライセンス喪失者は、当該手続を経て算出された既受講分の受講料の金額について異議を申し立てることができないものとします。
- 7 第5項の規定に基づき、当協会が立替払いをした場合、ライセンス喪失者は、当協会に対し、立替金相当額およびこれに対する当協会が立替払いを行った日から支払い済みまで年14.6%（閏年は14.64%）の割合による遅延損害金の支払い義務を負うものとします。
- 8 当協会は、認定講師ライセンスの喪失によりライセンス喪失者に生じる一切の損害について、何らの責任を負わないものとします。

第12条（権利帰属）

- 1 認定講師がその活動中に当協会より提供を受け、または知得した情報等（講座内容を含む営業上、技術上、財産上、その他当協会より提供された一切の資料や情報等を含みます）に関する知的財産権は、全て当協会に帰属しており、かつ認定講師には移転しないものとします。
- 2 認定講師は、如何なる理由によっても当協会の知的財産権を侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第13条（秘密情報）

認定講師は、その活動中に当協会より提供を受け、または知得した当協会の秘密とされるべき営業上、財産上、技術上、その他当協会より提供された一切の資料や情報等を含みます）を適切に管理し、当協会の書面による事前の承諾なしに開示または漏洩しないものとします。

第14条（個人情報の保護）

認定講師は、個人情報保護法の適用の有無にかかわらず、個人情報保護の方針を定め、これに基づき受講者等の個人情報を適切に管理し保護しなければならないものとします。

第15条（禁止行為）

次に該当する行為を本規約における認定講師の禁止行為と定めます。なお、認定講師が禁止行為を行った場合、当協会は、直ちに当該認定講師のライセンスを取り消し、損害の発生が発覚した場合、その損害の賠償を請求することができるものとします。

- ①当協会または当協会関係者（他の認定講師、受講者、当協会の取引先等を含みます）の知的財産権、肖像権、プライバシー、人権やその他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- ②当協会の承諾を得ることなく、当協会から提供された、教材、書籍、ビデオその他の情報、文章データ等の印刷、複製、模造、配布、転載、S N Sへのアップロード等を行う行為
- ③当協会または当協会関係者を誹謗中傷し、あるいは名誉を傷つけるような行為、その他手段の如何を問わず、当協会の運営を妨害する迷惑行為
- ④認定講師ライセンス制度を利用してのマルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、連鎖販売取引への勧誘、宗教活動への勧誘、その他の勧誘又は営業行為
- ⑤本規約を含むガイドライン等、法令又は公序良俗に違反し、あるいは違反するおそれのある行為
- ⑥その他前各号に準ずる行為

第16条（損害賠償）

認定講師は、本規約を含むガイドライン等に違反することにより、または認定講師の活動に関連して、当協会に損害を与えた場合、当協会に対し、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第17条（存続条項）

認定講師がその資格を有しなくなった後においても、第3条（名称の使用等）第3項、同条第4項、第4条（認定講師の義務）、第11条（認定講師ライセンス喪失後の措置）、第12条（権利帰属）、第13条（秘密情報）、第14条（個人情報の保護）、第15条（禁止行為）、第16条（損害賠償）、本条（存続条項）、第18条（条項効力の分離可能性）、第19条（反社会的勢力等）、第20条（譲渡等）、第21条（完全合意）、第22条（協議解決）、第23条（免責）および第24条（準拠法および裁判管轄）は、なお有効に存続するものとします。

第18条（条項効力の分離可能性）

本規約内のいずれかの規定が適用法と衝突した場合、あるいは執行できない場合、当該規定を除去してもなお本規約の目的に影響を及ぼさないという前提において、当該衝突または執行不能は、本規約内のその他の規定および効力に影響を及ぼさないものとします。

第19条（反社会的勢力等）

1 認定講師は、次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約するものとします。

- ①反社会的勢力等または反社会的勢力等でなくなったときから5年を経過しない者であること
- ②反社会的勢力等に資金提供等、便宜の供給を行っていること
- ③自らまたは第三者を利用して、他者に対して暴力行為、詐術、脅迫的言辞を用いていること

2 当協会は、認定講師が前項の規定に違反した場合、事前に催告することなく、直ちに当該認定講師のライセンスを取り消すことができるものとします。

3 当協会が前項の規定により当該認定講師のライセンスを取り消した場合、当協会はこれにより当該認定講師に生じた損害の一切について賠償する義務を負わないものとします。

第20条（譲渡等）

1 認定講師は、当協会の書面による事前の承諾なく、認定講師としての地位または本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に譲渡し若しくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

2 当協会は、認定講師ライセンス制度に関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業承継に伴い、本規約上の地位、権利義務および認定講師の登録情報その他の情報を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、認定講師は、かかる譲渡について本項において予め同意したものとします。

第21条（完全合意）

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当協会と認定講師間の完全な合意を構成し、本規約に含まれる事項に関する両者間の事前の合意、表明および了解に優先するものとします。

第22条（協議解決）

本規約に定められていない事項およびその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議のうえ、決定するものとします。

第23条（免責）

認定講師ライセンス制度は、当協会が認定講師に対して、ある一定の成果や売上その他についての一切を保証するものでなく、当協会は、当協会の故意又は重大な過失から生ずる認定講師の損害を除き、いかなる理由にても認定講師の損害についてその責を負わないものとします。

第24条（準拠法および裁判管轄）

1 本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

2 本規約に関連する紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第25条（規約の改正）

1 本規約は、当協会が必要と認めるとき、当協会のウェブサイトへの掲載その他の方法により、改正することができるものとします。

2 前項の場合、改正後の規約は、当該掲載その他の方法により、当協会が認定講師へ通知した時点から効力を生ずるものとします。

附則 2022年1月1日 制定施行

私は、ロイヤルセラピスト協会認定講師規約に同意します。

署名日

RTA8桁 ID

電子署名